

令和2年第6回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月4日(木) 午後2時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について
(一時転用)

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

日程第3 その他

出席委員 6名 ※ 番号は議席番号

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 齋藤 孝一 | 2番 佐藤 進蔵 |
| 3番 園田 喜久男 | 5番 星野 賢一 |
| 6番 久保 賢一 | 7番 浜川 和久 |

欠席委員 0名 ※ 番号は議席番号

出席職員 事務局長 久恒 美千代 局長補佐 藤本 智美

午後 1 時 30 分 開会

(局 長) それでは、只今より令和 2 年第 6 回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は 6 名で、委員数 6 名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第 6 条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思ひます。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長に許可をもらって下さい。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(会 長) 皆さん、こんにちは。

いよいよ田植えも始まり、委員の皆さんにおかれましては、大変忙しい日々を過ごされていることと思ひます。

新型コロナウイルスの感染も落ち着いているとは言え、全く予断を許さない状況に変わりありません。私たち農業委員会としても委員一人一人が気持ちを引き締めて行動をしていかなければいけません。

引き続き皆さんのご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思ひます。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、審議事項以外の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けいたしたいと思ひます。

それでは、只今より令和 2 年第 6 回別府市農業委員会総会をはじめたいと思ひます

。まずはじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(局 長) 本日の総会議案については、お手元にお配りしております議案資料の2ページ目
にごございますのでご覧いただきたいと思います。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理
する。」とありますので、会長、よろしく願いいたします。

(議 長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名いたしたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(議 長) ご異議がないようでありますので、7番 浜川委員、 1番 齊藤委員を指名いた
します。よろしく願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議に
ついて」、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議に
ついて」

番号1

申請人

賃貸人 大分市の会社員の方

賃借人 東京都の株式会社

区分 市街化区域

申請の土地 大字南立石 田（荒地）外 6 筆

施設の概要 バイナリー発電試掘用地として及び噴気試験設備設置場として
(一時転用)

ここまでは変わりませんが、期間の変更がありました。

転用の時期

前回申請期間 許可あり次第～令和 2 年 6 月 30 日

今回申請期間 許可あり次第～令和 3 年 3 月 31 日

理由 令和 2 年 2 月総会で条件付きの 5 条転用許可をし、5 条許可までの期間、一時転用の延長をしたものであるが、新型コロナウイルスの影響により、別府市温泉発電等の共生を図る条例の承認を受けるための事業計画が完了しないため、一時転用許可期間の延長申請をするもの。

以上です。

(議 長) 只今事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 1 号について、地区担当農業委員の佐藤委員から補足説明をお願いします。

(佐藤委員) 別に意見としては無いんですけども、地元では色々情報もあるようです。

(議 長) はい、只今、事務局及び佐藤委員から説明が終わりました。議案第 1 号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(斎藤委員) 事務局の説明で、6筆と言ったんですが、7筆あるんですけど。

(事務局) 他、6筆で、全部で7筆です。

(斎藤委員) はい、わかりました。

(浜川委員) 議長、よろしいですか。

(議長) はい、どうぞ。

(浜川委員) ここに書いているように、条例の承認を受けるための事業計画そのものが出来上がっていないんですか。それとも出来上がっているけれども、申請を見合わせるという、どちらの意味でしょうか。

(事務局) 議案第1号については、令和2年1月9日付けで申請がされ、2月総会にて、条件付きで許可した案件に関する一時転用です。

今回の延期の理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により、事前協議に必要な項目のうちの、地熱資源調査、それと源泉モニタリング調査等の実施が出来なく、予定期日より遅れるという事のように。

コロナの関係で、資材とかの調達等の影響によるのでは、と思います。具体的な理由は聞いていません。

今回の期間変更の理由としては、以上の内容で提出がされております。

(議長) 他に何かありますか。

(浜川委員) 要するに、今回出されている一時転用の延長について、いいか悪いか、ということですね。

(議長) はい、そうです。

(浜川委員) はい、わかりました。

(議長) 一時転用、許可するというところで、皆さん、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(議長) 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし

(議長) 異議なしとのことであります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について」は、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)から(3)について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

何かありますか。

(委 員) なし

(議 長) 特に何もありません。報告第1号につきましては、報告事項でありますので、ご了承ください。

以上を持ちまして、令和2年第6回総会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 53 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 議 長 _____ 印

署名委員 _____ 7 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 1 番 委 員 _____ 印